



2024年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社ブロンコビリー
代表者名 代表取締役社長 竹 市 克 弘
(コード番号 3091 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 専務取締役コーポレート本部長 阪 口 信 貴
電話番号 052-856-4129

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年2月14日開催の取締役会において、2024年3月26日開催予定の第42期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

2024年1月12日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第42期定時株主総会での承認を前提に、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年3月26日(予定)

定款変更の効力発生日 2024年3月26日(予定)

以 上

(別紙)

(下線は本議案の決議に係る変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章～第4章 第17条 【省略】</p> <p>[取締役の員数]</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>[取締役の選任および解任]</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. ～4. 【省略】</p> <p>[取締役の任期]</p> <p>第20条</p> <p>1. 【省略】</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1章～第4章 第17条 【現行どおり】</p> <p>[取締役の員数]</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p> <p>[取締役の選任および解任]</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. ～4. 【現行どおり】</p> <p>[取締役の任期]</p> <p>第20条</p> <p>1. 【現行どおり】</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 21 条 【省略】 [取締役会の招集手続き]</p> <p>第 22 条 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前に、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 23 条 【省略】 [取締役会の決議の省略]</p> <p>第 24 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 25 条 【省略】 [取締役会の議事録]</p> <p>第 26 条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名する。</p> <p>2. 【省略】</p>	<p>第 21 条 【現行どおり】 [取締役会の招集手続き]</p> <p>第 22 条 取締役会を招集するときは、各取締役に対し、会日の 3 日前に、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 23 条 【現行どおり】 [取締役会の決議の省略]</p> <p>第 24 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>[業務執行の決定の取締役への委任]</p> <p>第 25 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条 【現行どおり】 [取締役会の議事録]</p> <p>第 27 条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印または電子署名する。</p> <p>2. 【現行どおり】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[代表取締役および役付取締役]</p> <p>第 27 条 当会社が取締役社長を、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議によって、取締役の中から選任することができる。</p> <p>2. 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p>3. 【省略】</p> <p>[業務執行]</p> <p>第 28 条 社長は、当会社の業務を統括し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役または常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。</p> <p>2. 社長に事故等があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。</p> <p>[取締役の報酬等]</p> <p>第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 30 条 【省略】</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>[監査役および監査役会の設置]</p> <p>第 31 条 当会社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p>[監査役の数]</p> <p>第 32 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p>	<p>[代表取締役および役付取締役]</p> <p>第 28 条 当会社が取締役社長を、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役</u>の中から選任することができる。</p> <p>2. 社長のほか、取締役会の決議により、<u>監査等委員でない取締役の中から当会社を代表する取締役</u>を定めることができる。</p> <p>3. 【現行どおり】</p> <p>(削 除)</p> <p>[取締役の報酬等]</p> <p>第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>第 30 条 【現行どおり】</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>[監査等委員会の設置]</p> <p>第 31 条 当会社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[<u>監査役の選任</u>]</p> <p>第 33 条 <u>監査役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>[<u>監査役の任期</u>]</p> <p>第 34 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠によって選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>[<u>常勤監査役</u>]</p> <p>第 35 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>[<u>監査役会の招集手続き</u>]</p> <p>第 36 条 <u>監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日の 3 日前までに、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>[<u>監査等委員会の招集手続き</u>]</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>[<u>監査役会規程</u>]</p> <p>第 37 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>[<u>監査等委員会規程</u>]</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[<u>監査役会の議事録</u>]</p> <p>第 38 条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>2. 【省略】</p> <p>[<u>監査役</u>の報酬等]</p> <p>第 39 条 <u>監査役</u>の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>[<u>監査役</u>の責任免除]</p> <p>第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査役（監査役であったものを含む。）</u>の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、<u>会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第 41 条～第 43 条 【省略】</p> <p>[<u>会計監査人</u>の報酬等]</p> <p>第 44 条 <u>会計監査人</u>の報酬等は、取締役社長が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>[<u>監査等委員会の議事録</u>]</p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>2. 【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第 35 条～第 37 条 【現行どおり】</p> <p>[<u>会計監査人</u>の報酬等]</p> <p>第 38 条 <u>会計監査人</u>の報酬等は、取締役社長が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 45 条～第 49 条 【省略】 (附則) (電子提供経過措置等に関する経過措置)</p> <p>1 第 14 条 (電子提供措置等) の新設は、 会社法の一部を改正する法律 (令和元 年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書き に規定する改正規定の施行の日 であ る 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」 という。) から効力を生ずるものとす る。</p> <p>2 本附則は、施行日から 6 か月を経過し た日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後 にこれを削除する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第 39 条～第 43 条 【現行どおり】 (削 除)</p> <p><u>[監査役の責任免除に関する経過措置]</u> <u>当社は、第 42 回定時株主総会終結前の行</u> <u>為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監</u> <u>査役 (監査役であったものを含む。) の賠償</u> <u>責任を、法令の限度において、取締役会の</u> <u>決議によって免除することができる。</u></p>